

## contents

障害児・者の性、性教育に取り組む際の視点の検討…… 1	多様な性のゆくえ②…………… 9
性教育の現場を訪ねて②…………… 6	今月のブックガイド…………… 10
Dr.上村茂仁の性の悩みクリニック⑭…………… 8	JASEインフォメーション…………… 11

# 障害児・者の性、性教育に 取り組む際の視点の検討

性の肯定的理解を促すために

広島都市学園大学子ども教育学部子ども教育学科准教授 児嶋芳郎

## 「優生思想」と障害児・者の性

筆者が、障害児・者の性、性教育について論を進めていくに当たって、避けられない、いや避けてはならないことがある。それは2016年7月26日の未明に、神奈川県相模原市にある障害者入所施設「津久井やまゆり園」で、19人もの重度障害者が殺害された惨劇についてである。

戦後最悪の殺人事件というだけでなく、容疑者が「重度の障害者は生きていても仕方がない。安楽死させたほうがいい」といった趣旨の供述を行ったことに対する衝撃は大きかった。しかし、この事件は「特異」なものだろうか。

東京大学先端科学技術研究センター教授の福島智(福島、2016)は、この事件の本質には「ヘイトクライム」と「優生思想」が潜んでいると指摘する。容疑者は「ヒトラーの思想が二週間前に降りてきた」との

供述もしている。甚だ簡潔であるが、「優生思想」とは、悪質な種を淘汰し優良な種を保存するという思想であり、読者の方々はナチス・ドイツが行ったユダヤ人の大量殺戮を想起されるであろう。しかし、その前にナチス・ドイツでは、「T4作戦」と称される障害者の大量殺戮が行われ、20万人もが虐殺されたのである(詳しくは、藤井、2016を参照)。

藤井(2016)は、「『優生思想』と今回の事件はオーバーラップ」と言い、「ただし、優生思想は決して…容疑者個人の特異な問題だけではないということです」と述べる。また福島も(2016)、「これはナチスだけの問題ではありません」と言い、「優生思想は第二次大戦後も、世界各国で生き延びてきました」、「優生思想は、今の社会にも根深く存在しているということです」と述べる。

わが国では、1940年に「国民優生法」が制定され、それを引き継ぐ形で1948年には「優生保護法」が制定された(1996年に「母体保護法」に改正)。松原

(2000)は、「優生保護法が施行されていた約半世紀の間に、手続き上本人の同意を必要としない強制的な不妊手術」は、「約一万六五〇〇件実施」されており、「この種の手術は、八〇年代にも一四〇件報告されている」と述べる。さらに「形式的には当事者の同意に基づいていても…事実上強いられた状況下で不妊手術や中絶が行われていたケース」や、「月経中の介護負担の軽減を名目に、女性障害者に対して子宮摘出手術が行われて」いたことを指摘している。

藤井(2016)が指摘するように、現在「優生思想」が完全に払拭されたとは言い難い。そのことは、インターネット上などで、今回の事件の容疑者の供述に賛同するような発言があとを絶たなかったことにも現れている。

障害児・者の性、性教育に取り組むにあたって、我々は自分自身の中に密かに潜んでいるかもしれない、また社会に依然として残る、この「優生思想」とどう対峙し払拭していくかを考えないわけにはいかないのである。

## 「障害者権利条約」とセクシュアリティ

読者の方々は、「障害者の権利に関する条約」(以下、障害者権利条約)をご存じだろうか。わが国は2014年1月20日に、この条約を批准している(国内での発効は同年2月19日)。

ここで、簡単に障害者権利条約における障害者の性の権利に関する規定及び、この条約条文の検討過程で、どのような議論がなされたのかを見てみる。

障害者権利条約は、2006年12月に開催された第61回国際連合総会で採択され、2008年5月3日に国際的に発効した。同条約は、25項目にわたる前文及び50条の条項によって構成される条約本体と選択議定書が定められている(わが国は選択議定書は未批准)。その基底には「他の者との平等を基礎として」との思想がある。障害者権利条約は、これまでの人類史における人権保障の到達点に立脚し、それを障害者が障害のない「他の者」と平等に享受するために必要な手立てを定めているものである。

障害者権利条約には、従前の国際人権条約には規定されていない諸処の人権が盛り込まれている。しかし、それは障害者に対してのみ適用されるものだと解して

はならない。同条約に規定されている諸権利は、障害のない者に対しても人権として認められているものである。ゆえに、障害者権利条約はすべての人間の人権保障の新たな道を拓いたものであり、障害のない者にとっても大きな影響を与えると解せる。

障害者権利条約には、「人間の性」に直接的に関係する条項がある。「第二十三条 家庭及び家族の尊重」「第二十五条 健康」である(以下の障害者権利条約の条文については、日本政府公定訳を用いる)。「第二十三条 家庭及び家族の尊重」では、「締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び個人的な関係に係る全ての事項に関し、障害者に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとる」とし、「(b) 障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利を認められ、また、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。さらに、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること」「(c) 障害者(児童を含む。)が、他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること」が、「第二十五条 健康」では「(a) 障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担しやすい費用の保健及び保健計画(性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野のものを含む。)を提供すること」などが挙げられている。

このように障害者権利条約では、障害者も「他の者との平等を基礎として」、「人間の性」の権利主体であり、またその主体者となるための情報及び教育を平等に受ける権利を認めているのである。

では、この条文はどのような議論の経過を経て制定されたのか。条文の草案を検討するために、2005年1月24日から同年2月4日まで開催された「第5回特別委員会」では、ウガンダ政府の代表より、「障害者に強制される不妊や中絶、性管除去などをなくすことを提案する。障害者はそれらを強制されてきた。この問題に条約は取り組むべきである」との意見が出された。この発言を受けて、審議の進行を司る議長からは「このことはとても重要なことである」との答弁がなされた。ウガンダの発言に異を唱える国はなく、「優生思想」によって障害者の性を強制的に奪うことが許されるものではないという認識が、国際的に共有され

たのである。しかし逆の見方をすれば、国際条約を議論する舞台において取り上げなければならないほど、いまだに根深く「優生思想」が我々の思想の中に浸透しているとみることもできるであろう。

## 障害児・者への性教育、支援の現状

障害児・者への性教育、支援は現在どのような状況にあるのか。学校教育における現状を確認しておこう。

加瀬ら（1991）が行った全国の盲・聾・養護学校（当時）を対象とした性教育実践の実態調査では、性教育の実施率が89.0%という数字が示されているが、それを「系統的・定期的に行っている」のは20.0%という結果であった。また、児嶋・越野・大久保（1996）が全国の知的障害養護学校（当時）を対象に行った1995年の調査では、何らかの性教育を行っていたのが55.8%、「系統的・定期的」に実施していたのが27.7%、児嶋（2012）が全国の知的障害特別支援学校を対象に行った調査では、何らかの性教育を行っていたのが83.8%、「系統的・定期的」に実施していたのは31.3%という数字が示されている。

加瀬ら（1991）は、障害児への性教育が「系統的・定期的」に行われていないことを課題として挙げているが、それはまだ解消されていないと考えられる。では、「系統的・定期的」な実践でない場合、どのような問題が生じるのか。当然、実践時間が短くなり、実践内容を限定せざるを得なくなる。そして、人間の性の多様性を取り上げることを難しくし、眼前のいわゆる「性的問題行動」を変容するために、子どもたちの価値意識を、教員の求める価値意識へと誘導してしまう恐れがある。

池谷（2003）は、「安易に性のモラルを持ちだして、子どもたちに教え込んではならないだろう」と述べ、子どもたちの「性的自己決定能力」が大人に比して不十分だからといって、子どもの「性的自己決定権」を否定するのではなく、不十分だからこそ、まわりの大人は子どもが「性的自己決定権」を行使できるように援助する必要がある、性教育の目的は「性的自己決定能力」への援助と「性的自己決定権」の保障を通じて、子どもたちの「性的自立」を援助することであるとする。

児嶋（2012）の、国立大学法人の附属特別支援学

校（知的障害児対象）4校に勤務している教員を対象とした調査では、大学において教員免許を取得するために必要な講義で、障害児への性教育についての内容のものを受けた経験があるかどうかを問う質問に対しては、「受けていない」が8割超であり、ほとんどの教員が大学の講義では学んでいない実態があった。加えて、約6割の教員が性教育を実践した経験があるにも関わらず、そのうちの6割強が「セクシュアリティ」に対する十分な知識がないという状況であった。いわば教員は、徒手空拳で性教育実践に向かわざるを得ない状況に置かれているのである。多くの教員は自分自身の経験だけを拠り所にせざるを得ない。このような状況では、教員が性に関して偏見のない価値観を獲得し、性教育に対して積極的に向き合うことは困難であろう。

池谷（2003）の指摘は、一般的に「性的自己決定能力」が低いと考えられやすい障害児・者に対しても言えることである。我々は「優生思想」を乗り越え、「性的自己決定権」を保障する取り組みを、さまざまな困難がある中でも行い、障害児・者の「性的自立」を援助していかなければならないのである。

## 性教育、支援を行う際の視点

筆者は、この間障害児・者の性や性教育をテーマにした講演会で講師として話す機会をいただいている。そこでは、障害児・者の性をどうとらえればいいのかと悩み、眼前のいわゆる「性的問題行動」への対処方法を得たいという思いを抱いている参加者に出会うことが多い。

障害児・者は幼少期から、いわゆる「性的問題行動」と周囲が考える行動をした場合に、「ダメ」「やめなさい」「触らない」など、禁止・否定の言葉のシャワーを受け続けてきている。これでは、自分自身の身体や性に対して、ネガティブなイメージを抱き、性に関わることは「否定されるもの」「隠すもの」という思いを形成せざるを得ない。

我々が、障害児・者の性教育、支援を行う際には、まずこのネガティブなイメージを、我々自身と障害児・者の双方が乗り越えていく必要がある。我々は、自分自身のセクシュアリティに向き合い、それを十分に形成していくことができている場合が多い。その

ため、セクシュアリティを性器や性交と同義と狭くとらえ、「否定されるもの」「隠すもの」とネガティブにとらえる傾向があろう。そして、このイメージから障害児・者の性に関わる行動をとらえた場合、否定的に「性的問題行動」であるととらえてしまいやすいのである。

だが、ここで考えなければならないのは、多くの人々が「性的問題行動」と感じる行動の「何が問題」なのかである。たとえば、筆者は「どうすれば性器いじりがなくなりますか?」「マスターベーションをやめさせるにはどうすればいいですか?」といった質問をよく受ける。しかし、「性器いじり」の何が問題なのか。男児への小便の排泄指導の場合、しっかりと性器をもち排泄するように指導する。そこでは、性器に触ること自体は推奨される。また、性器周辺は非常にデリケートな部分であり、かゆみやかぶれが生じやすく、そのかゆみなどに対応している場合もある。障害のない幼児などを想起してもらえばわかるように、性器部分を触ることは、指しゃぶりなどと同様に、自己刺激をすることで、現在の緊張から解放されることもある。そして、現状をうまく把握することができなく、どういった行動をとればいいのかを理解できていない場合にも、人間の手は性器付近にいつてしまうのである。

「性的問題行動」であると、一律に認識している行動には、このようにさまざまな背景があり、単純に「性的刺激を得ている」という行動ではない。しかし、十分なセクシュアリティへの認識がない場合には、すべての行動をネガティブな「性的問題行動」ととらえ、一律に「ダメ」「触らない」という否定的な対応を取ってしまうがちである。行動の背景と対応のミスマッチが起こった場合に、障害児・者が支援者の声を聞けないのは当然である。

我々はどうしても、性に関わると感じたものに対して、性急にその行動を減少・消滅しようとする対応を取りがちであるが、まずは障害児・者が見せる「性的問題行動」の背景に、どういった障害児・者の「思い」があるのかを、否定的な性への認識を排除してしっかりと見つめる「目」をもたなければならない。この「目」をもつことができた場合、眼前の障害児・者の「性的問題行動」は、障害児・者の「内なる思い」の発露として、我々がしっかりと受け止めなければならない「意味」のある行動であると理解でき、対応を根本的

に変化させるであろう。

また、もう一つ「マスターベーション」について考えてみよう。男女ともに、公の場での「マスターベーション」に対して多くの方たちが深刻な悩みを抱えているだろう。しかし、「マスターベーション」の何が問題なのか。木全(2011)は、マスターベーションの自立が障害者の自立に大きな影響を与えると、その肯定的側面を強調する。この思いは多くの障害児・者の性教育や支援に関わる者の共通認識である。

行為自体に問題があるのではなく、「マスターベーション」というプライベートな行為を、パブリックな場に持ち込むという、周囲の人々との「人間関係の調整」の部分に問題があるのである。しかし、どうしても行為自体に対して、「ダメ」「やめなさい」などと対応してしまう。だが、我々に求められるのは、他者との「人間関係の調整」を行っていくために必要な視点を、障害児・者に伝えていくことなのではないか。障害児・者は、他者との社会的コミュニケーションを築くことに困難を抱える場合が多い。その力を獲得していくために、障害児・者に関わる人々には、丁寧で粘り強い関わりを継続していくことが求められ、多くの人々は他の関わりの中では、そのように対応している。しかし、こと「性に関わる」と感じられることにおいては、この視点をもつことが困難になるのである。「ダメ」「やめなさい」という言葉には、何をどうやめればいいのかということが含まれていない。また、他者との円滑な社会的コミュニケーションを築くためにはどうすればいいのかといった示唆も含まれていない。これでは、眼前の「性的問題行動」が瞬間的には減少・消失したとしても、根本的な解決には到底つながらない。そして、障害児・者の「性的行動」を、自身の思い描く「性的行動」の有り様に、短絡的な対応で沿わせようとすることでは、真に障害児・者の性的人権を尊重することにはならないこと、セクシュアリティの主体者となり得ないことを肝に銘じなければならない。

村瀬(1990)は「性の楽しみを味わうのは人間としての権利」と述べるが、「性」に喜びや楽しみを感じるのも人間だけであり、筆者はこれこそ人間の性の特徴であると考え。しかし池谷(2003)は、学校での「管理の際に、邪魔になるもの」が、「子どもたちの身体そのものに付着しているセクシュアリティ

イヤエロスである」と述べ、「子どもたちの身体とその関係から、できるかぎりセクシュアリティそのものが排除されることに」なり、「まず排除されるのは、『気持ちいいこと・いい気持ちになること』で」あり、「つまり『快樂』が授業から排除される」と指摘する。

三木(2014)は、障害児教育の現場で男女交際が禁止されたり、取り締まりの対象として扱われる状況が現在でも多くあることを示し、その状況に対して疑義を挟むと、障害児が犯罪に巻き込まれたり、望まない妊娠をしているのか、どう責任をとるのかと、「脅迫的な責任論」で反論され、「障害のある人を犯罪の加害者、もしくは被害者の予備軍ととらえ、その予防策としての教育を志向」するようになると指摘し、「そこには、性的存在として一度きりの人生を生きている人への暖かな視線はない。人間としての共感はない」と述べる。また村瀬(2014)は、「性的快感を覚える自分(そしてまた相手の人)を、誇らしいとは思わないまでも喜ばしく嬉しいと思えるかどうか。それとは逆に、いやらしいとか卑しいと思ってしまうかどうかは、その人のセクシュアル・アイデンティティ、ひいてはセクシャル・ライフそのものにとって重大な影響をもたらすはずである」と述べる。

性的快感を覚えることは、いやらしいことでも卑しいことでもない。しかし、我々はこれまでの教育や生活環境によって、性的快感を覚えることに「うしろめたさ」を感じ、否定的にとらえる傾向がある。だが、性的快感を知らない者は、性的不快についても明確に理解することはできない。性的不快を理解することができなければ、他者との自分本位な「性的人間関係」を築くことになる。障害児・者は、それまでの生活の中で、性的不快の面について、必要以上に強調されてきている。そうであれば、まわり道のように感じられるかもしれないが、障害児・者が他者との円滑で適切な「性的人間関係」を築くために、性的快感を理解する経験が必要となると筆者は考える。

障害児・者の「性的問題行動」とは、誰にとっての「問題」なのか、また「問題」の本質には何があるのかを考えていかなければならない。その際には、我々が性的快感を肯定的・積極的にとらえることが必要であり、また「優生思想」を払拭することが必要である。それができた時に、障害児・者の「性的問題行動」の背景にある意味に真に「共感」できるようになり、適

切な教育、支援を行うことができるであろう。

## まとめにかえて

「性的人間関係」は、非常に複雑で機微に富んだ関係である。それを障害児・者が学んで理解し、適切で円滑な人間関係を築くためには、たくさんの経験が必要となる。

しかし、三木(2014)が指摘するような状況では、そういった経験を得ることはできない。「転ばぬ先の杖」ではなく、一方で障害児・者に決定的なダメージを与えるようなものでもなく、いわば「うまく失敗する経験」を意図的に組織していく必要があると、筆者は考える。障害児・者の性教育、支援に携わる人々には、彼・彼女らの可能性をとことん信じ、おおらかさをもって対応してほしいと思う。

「優生思想」を乗り越え、性的快感に共感的になり、「失敗」を含めて、多様な経験をしていく。障害児・者が真の性的権利の主体者となる、そのような性教育、支援を行っていただきたいと切に願う。

## 〔文献〕

- 藤井克徳(2016)日本社会のあり方を根本から問い、犠牲者に報いるために。藤井克徳・池上洋通・石川満・井上英夫編『生きたかった—相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの』大月書店、11-25。
- 福島智(2016)相模原障害者施設殺傷事件に潜む「選別」と「排除」の論理。藤井克徳・池上洋通・石川満・井上英夫編『生きたかった—相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの』大月書店、26-43。
- 池谷壽夫(2003)『新装版 セクシュアリティと性教育』青木書店。
- 加瀬進(1991)我が国の障害児教育諸学校における性教育の現状『日本=性研究会議会報』3(2)、30-37。
- 木全和巳(2011)『〈しょうがい〉のある思春期・青年期の子どもたちと〈性〉—おとなになりゆく自分を育む』かがわ出版。
- 児嶋芳郎(2012)知的障害児への性教育の在り方に関する実証的研究、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科・博士(教育学)学位論文。
- 児嶋芳郎・越野和之・大久保哲夫(1996)知的障害児の性教育に関する一考察—養護学校全国調査より。『奈良教育大学紀要』45(1)、201-217。
- 松原洋子(2000)日本—戦後の優生保護法という名の断種法。米本昌平・松原洋子・棚島次郎・市野川容孝『優生学と人間社会—生命科学の世紀はどこへ向かうのか』講談社現代新書、169-236。
- 三木裕和(2014)『障害児教育という名に値するもの—子ども、教師、家庭をつなぐ実践』全障研出版部。
- 村瀬幸浩(1990)『性教育のこれまでとこれから』大修館書店。
- 村瀬幸浩(2014)『男子の性教育—柔らかな関係づくりのために』大修館書店。

## 性教育の現場を訪ねて ②

[ 北海道札幌市立柏中学校 ] (下)

# 確かな指導体制のもとで 全教員が性教育に取り組む

前号では、柏中学校の性教育の具体的なカリキュラム内容と1年生と2年生の生徒発表会の様子を紹介した。

今号では、どのようにして全教員が性教育を「学校教育の中核の重要な側面」と認識するようになり、教育課程に定着したのかをを探ってみることにする。

### 全員所属の研究組織

柏中学校では、教科研究委員会、道徳研究委員会、特別活動研究委員会、性教育研究委員会の4つの委員会（図1）が組織され、全教員が教科研究委員会以外のいずれかに所属し、研修を深めている。

性教育研究委員会では、井上隆司教諭が核となって活動している。意外だったのだが、井上教諭は、赴任1年目であるという。しかも前任校で性教育にかかわってきたわけではないというのである。

井上教諭は、「必ず毎年度担当者がいて、たまたま今年度は、私が担当になったわけです。最初は、知識の面がメインなのかと思ったのです。そちらは保健体育の授業としてあるのですが、柏中学校では、生き方指導に重点をおいて、すべての教員がかかわってやっというスタンスで行っています。そこが柏中学の特徴であり、よいところではないかと思えます」と話す。

性教育研究委員会の役割は、「年間指導計画、題材配列等の検討」、「指導案と教材や資料の事前検討と学年への提示」、「校内研修会の計画・実施」、「性意識・性行動実態調査」など（図2）を行うことである。カリキュラムの基本的な方針は、性教育研究委員会が企画し、具体的な内容は各学年で決めているという。

### 性に関する指導に抵抗はない

「性教育を学校教育の中に定着させるためには、養護教諭や保健体育の教諭だけがかかわるような体制で

北海道札幌市立柏中学校 校長・蛸名嘉津夫  
生徒数 514名（15学級／うち特別支援1学級）  
職員数 36名  
（2017年4月1日現在）

図1 全員所属の研究組織

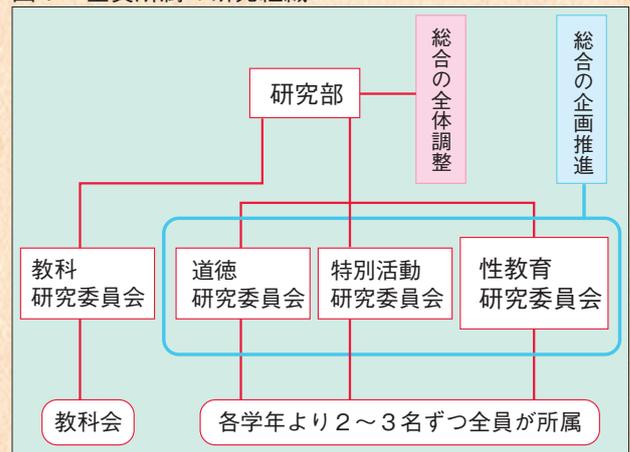
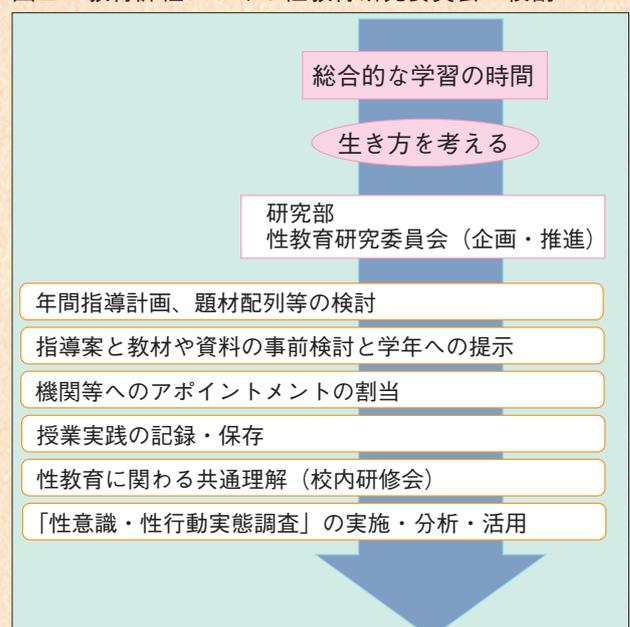


図2 教育課程における性教育研究委員会の役割



はむずかしい面があると考えています。全教員がかかわっていくことが重要です。すべての教員がかかわることということは、性とは、保健体育的な生殖に関するだけでなく、生き方の問題として重要で、広いものであると気付くことに繋がっています。

生徒たちも教員も、性に関する指導に抵抗感はありません。日々の学習・指導の一環で、テーマをもってプレゼンテーションをしているので、生徒たちも1回2回やっているというのではなく、トータルな指導体制の中にあるので、人前に立って伝える力もついています」と蛭名嘉津夫校長はいう。

### 的確な指導のための調査活動

柏中学校では、前述した性教育研究委員会が中心になって「性意識・性行動実態調査」を行っている。昭和59(1984)年から3年おきに継続調査し、過去21回実施しているという。

この調査では、生徒だけでなく保護者を対象にした調査も行っている。調査のねらいは、生徒については、実態調査をもとに、過去の結果及び札幌市の統計との比較・検討をし、性教育の資料とすること。並行して、保護者・家庭での性教育の様子と保護者の関心をとらえ、性教育の資料とすることにある。

調査の具体的な質問内容は、

- 生徒：「自分の性」に対するイメージ  
「性情報」とその受け止め方  
「性に対する不安・悩み」  
「性経験」の実態と意識、など。
- 保護者：「性教育」に対する関心と必要性について  
「性に関することがら」の話題  
「中学生の男女交際」に対する考え  
「柏中学校の性教育」への関心度、など。

これらの調査結果をもとに、性教育研究会が中心となり、指導内容の吟味、方向性の確認をし、毎回、軌道修正しながら指導の方針を決定している。

この調査は、学校の性教育をスムーズに進めるだけでなく、性教育を教育に定着するうえで非常に重要な意味を持っている。

生徒の実態と保護者の性に関する意識を分析し、生徒の実態に沿って、また保護者の要望を授業内容に生かすことができる。ある意味、保護者参加の授業になっているともいえる。それは、前号で紹介した生徒発

表を参観した保護者の姿に見ることができた。

生徒たちに対する確かな現状分析と保護者の理解が基盤にあることが、性に関する偏見、性教育への認識不足や偏った考え方、いわゆる「性教育バッシング」に惑わされないで性教育に学校が取り組める理由といえるだろう。

### 性教育定着のためのバックアップ体制

柏中学校をはじめ、北海道の性教育には、「北海道性教育振興会」という性教育に理解のある教員OBのバックアップ組織が存在する。性教育の重要性を理解している教員OBが会員になって会費を集め、その資金を一人でも多くの現職の教員のために、各地の研究会、研修会の参加を促し、そのための派遣旅費を支援する活動などを行っているという。

また、札幌市では、早くから市全体で性教育の支援に取り組んでいる。札幌市教育委員会では、平成28年3月に、従来からあった『性教育の手引』（平成18年発行）を改訂し、新しく『性に関する指導の手引』を発行した。手引の「はじめに」で次のように性教育への取り組み方を述べている。その一部を抜粋する。

性に関する指導の内容を発達の段階に応じて系統的に指導することを重視し、幼稚園から高等学校までの各段階における指導の在り方を具体的に示すとともに、学校教育の重点における「豊かな心の育成」の一つに位置付けている「命を大切に  
する指導の充実」に関わる指導事例や、性同一性障害などの性に関する現代的な要素を反映した事例を掲載するなど、内容の充実を図っております。

札幌市の取組にもかかわってきている柏中学校の性教育は、全国的に見ても特出している。

「柏中学は特別だ」という声もある。たしかに、性教育を教育過程の中にカリキュラムとして根付かせるのは、一朝一夕になるわけではない。だからといって、「特別だから」と見るのではなく、柏中学校の教育理念と定着までの軌跡、そして現在の教育実践を参考にして、それぞれの学校で、「教育目標の実現のために欠くことのできない重要な指導の側面」としての性教育を実践してほしい。今回、柏中学校の性教育の現場を訪ねた筆者の希望と感想である。

(教育ジャーナリスト 日向野一生)

## 連載第 14 回 ▶▶ 父に下半身を触られる、誰にも言えない、助けて！

父に体を触られた経験がありトラウマで、夢にまで出てきてとても怖いです。

寝ているところ 2 回ほど、下半身を触られました。私は怖くて体が硬直し声を出すことはおろか、動くこともできず、されるがままの状態でした。一度は下着も脱がされ触られ、さらに父に手を取られ、父の陰部を触らされそうになったこともあります、それから実の父が怖いです。

家族全員で寝ていたから、冗談だったのかもしれないし、寝ぼけて母と間違えたのかもしれませんが、この気持ち誰にも言えません。助けてください。(16 歳 A 子)

家族からの性被害者の数は決して少なくありません。私のメールへの相談でも性被害を受けたとの報告は 11 歳から認められます。年齢ごとに右肩上がりになります。私への連絡方法は PC や携帯からのメールなので、若年者はメールが使えない現状を考えれば、実際の数はもっと多いのだと推測されます。

実際に 16 歳以上の被害者に最初の被害を受けた年齢を確認すると、8 歳や 9 歳からという返事を多くもらいます。家族からの性被害の場合、被害者たちは被害開始から平均 10 年経ってやっと声を出してきます。長い間、被害者たちは誰にも言えず苦しく、恐ろしい日々を過ごしてきたことになります。当クリニックの事例ですが、加害者は実父 (31%)、義父 (28%) 実兄 (19%)、叔父・祖父 (8%)、実母 (4%) と続きます。

「私たちは深夜のカラオケなどにも足を運んで、非行少年がいないか確認しています。先日も男女乱れて深夜までカラオケをしていた中学生を確認、親に連絡して保護してもらいました」とある報告会で、警察の補導係の方が自慢げに話していました。

たまたま私はこの子どもの一人とメールをしていました。その時のメール内容は、同級生の中学 3 年の女生徒が 1 週間に 2、3 回くらいの割合で父親に性被害にあっている、毎日家に帰るのが怖くて、深夜遅くまで公園で時間を潰して帰っているんだと。その話を聞いた友人たちは、じゃあ今日は金曜日で明日学校休みだからみんなで一緒にいてあげるよ、公園は物騒だし、ということで、カラオケに行っていたそうです。

警察は事情を知らずにその少女を加害者である父親に連絡してつれて帰らせたわけです。もちろん少女は

父親の性被害のことを警察には絶対に言いません。子どもたちが深夜カラオケにいるには何か事情があるのではないかと、なぜ警察は考えなかったのでしょうか。

こんな例もあります。家庭での性被害のため体調が悪くなり、学校に行っても保健室で寝込んでしまう生徒がいました。父親は自営業で家にいるそうです。学校にいる時間だけが唯一彼女の安心な時間だったのに、養護教諭は保健室で寝るのだったら家に連絡してあげるから帰って休みなさい、と言って父親に連絡してしまいました。

私たちは子どもが何か変わった行動、体調の変化を訴えたとき、そうせざるをえない事情があることをいつも考えて対応する必要があります。通り一辺倒の対応では被害者を増やすことになることもあるのです。

今回の質問に対して、私と一緒に活動しているピアの大学生の返事はこうです。「怖かった経験をよく話してくれたね。上村先生に許可をもらって私がお返事しますね。長い間 1 人で抱えてともしんどかったよね。いろんな思いがあって誰にも相談できないでいたと思うけど、信頼できる大人や信頼できる親戚の人など、いちばん信頼できる人はそばにいるかな。これ以上 1 人で抱えておくと、頑張る A 子さんがいつか精神的にまいってしまったり、問題が解決されないまま辛いことが続いてしまうと思う。人に打ち明けられることは、とても勇気のいることだけど、トラウマから少しでも離れて生活できるように、信頼できる大人や親戚の人に相談してみてもどうかな？」

誰でもいい、信頼できる友人、またその友人を通じて、または単独でも信頼できる大人に繋がるのが大切です。そして繋がった大人は何としても最後まで面倒を見る覚悟を持って対応する必要があります。

## 多様な性のゆくえ

One side/No side [ 2 ]

## オーランド銃乱射事件を振り返る

特定非営利活動法人 虹色ダイバーシティの村木真紀代表に東京・内幸町の日本記者クラブで記者会見をお願いしたのは昨年6月13日のことだ。会見のテーマは『職場とLGBT』だったが、前日の12日未明（米東部時間）に米フロリダ州オーランドのナイトクラブ『PULSE』で銃乱射事件が発生したことから、冒頭ではこの事件にも言及していただいた。

ゲイ男性が多く集まるクラブが襲われ、49人が死亡した。この事件をどう受け止めたらいいのか。会見の司会だった私が「ぜひお聞きしたい」と直前に依頼していたのだ。事件の全容もまだつかめていない状況下でのこうした依頼は非礼だったかもしれない。ニュースに接した村木さん自身、心が深く沈み込み、整理がつかないようにもお見受けした。

だが、まったく触れずにいるのも逆におかしい。

そんな厳しいタイミングの中で、村木さんはまず「オーランドの事件は非常にショックです。でもこれは決して対岸の火事ではありません」と述べている。

「日本でもLGBTについて本当に最近、ポジティブなニュースが増えてきました。追い風だと思います。でも追い風が強まれば強まるほど、必ず向かい風も出てきます」

それは村木さんが常々、感じていることでもあるだろう。経営戦略として「女性や障害者、外国人ら多様な人材が活躍できることが職場の力になる」というダイバーシティ（多様性）の考え方を採用する企業は多い。虹色ダイバーシティはそうした戦略の中にLGBT支援を含めてほしいと働きかけを続けている。

だが、呼びかけに応じてLGBT施策に取り組む企業が報道などで取り上げられると、その企業に抗議の電話がかかってくることもある。組織的な抗議をうかがわせるケースもあるようだ。

『アメリカの事件ではありますが、日本も他人ごとではない状況に入っていると思います。LGBTの仲間として、まだ詳しいことは分かりませんが、心の痛くなる事件です』

銃を乱射した容疑者はこのクラブの常連客だったと

報道されている。容疑者自身が警察の特殊部隊に射殺されているので推測の域を出ないが、少なくとも組織的なテロの背景はなさそうだ。それが分かったのは記者会見より少し後のことだった。

会見時の村木さんのコメントには少しずれがあるように感じる方もいるかもしれないが、私はそうは思わない。常連客であったかどうか、あるいは容疑者が同性愛者かどうかにかかわらず、同性愛者が多く集まるクラブ、あるいはそのクラブに集まる人たちに対する憎悪が襲撃の動機になったと考えられるからだ。

銃を乱射して多数の人を殺害する行為を正当化することはできない。ただし、当事者が自らの性的指向を容認できず、否定的な感情を持つことはあり得る。性的少数者に対する周囲の、あるいは社会の意識や対応が投影された結果であり、その否定的感情を自ら受け止めきれずに苦しむことも少なくないという。

他人ごとのような書きぶりで恐縮だが、もちろんそれは、自分自身を認められずに苦しむ人たち以上に、そうした環境を生み出している社会が対応し、解決策をさぐるべき課題だろう。

事件からまもなく1年になる。4月半ばに改めてメールで問い合わせると、村木さんからは『7月には相模原の障害者施設で19人が殺害される事件が起きています。背景にマイノリティへの憎悪があり、LGBTと全く同じだと思いました』という返信をいただいた。

『障害者が身近にいる人といない人では、反応に大きな差があったように感じます。マイノリティ属性を持つ人を、どれだけ身近に感じ、共感することができるか。社内規則や法整備も必要ですが、それだけでは足りない、ということ最近を考えています』

5月末に別件でマイアミに視察に行くので、可能ならPULSEにもメッセージを届けたいという。『LGBTであることは憎悪を生むかもしれないが、それよりも繋がりや共感の方が強い』と信じるからだ。日本記者クラブの会見動画は下記URLからご覧いただけます。

<https://www.youtube.com/watch?v=Bvi2UGqwhPY>

# BOOK GUIDE

## 今月のブックガイド

### 「私」を壊す力、「私」を生きる力

黄金色の日差しを見据えるように、草の茂る土手を進む。ぐんぐん歩く。

やわらかさと力強さが伝わる表紙の写真は、著者である山本潤さん。そして、表紙の帯には『加害者は、父』。本書は、山本潤さんが13歳から7年間、父親からの性的虐待を受けた体験と40代を迎えた現在までの生活を記したものである。

寝ている娘の布団に入り、体を触る父親。子どもにとって、それは理解できない体験である。何が起きたのかわからずに、「身体が引きちぎられ、ばらばらになっていく」感覚だけが鮮明に残される。心のなかは言葉にならない恐怖に満ち、世の中は危険なものではない。「安全と危険、愛と侵略の区別がつかなくなってしまおう」という混乱のなかで、子どもは自分がおかしくなったのだらうと考える。そして、おかしい自分を周囲に知られることを恐れるようになる。

思春期から成人になるまで、一人きりでこうした恐怖を抱えて過ごした日々は、あまりにも長い。本来ならば心も体も成長していくこの時期に、「私の時計は13歳で止まってしまった」と語る彼女は、まるでコトリとも音を立てない時計のように、感情も感覚も麻痺させて生き抜いてきたのだらう。

父親と離れて母親とともに暮らすようになってからも、「安全」を取り戻せたわけではなかった。性的虐待を母親に打ち明け、「もう終わったんだ」「解放されたのだ」と安堵したのも束の間、母親の驚愕した様子を見て激しい罪悪感に苛まれる。被害を打ち明けられなかった自分が、まるで「共犯者のような」気持ちにもなり、慌てて自分の気持ちに蓋をする。そうして被害の記憶を沈め、解離させようとすればするほど、退行や強迫症状、さまざまな身体症状が噴出する。それ



### 13歳、「私」をなくした私

性暴力と生きることのリアル

山本 潤著

朝日新聞出版

定価 1400円+税

からの日々は、性的虐待を受けていた年月よりも長い。

性暴力のリアルは、体に触れられることの恐ろしさ、おぞましさだけではない。その後を生きる日常の苦しみこそが、性暴力のリアルである。「無感覚で空っぽな感情、男性というだけで恐怖心がわき上がってくる心、自分が生きているか死んでいるのかもわからない凍りついた感覚」とともに、生きていくこと。痛みを感じられない“痛み”のなかで、それを麻痺させるためにアルコールに溺れ、父親との違いを確認するために1回限りのセックスを重ねる。それによって性的虐待と同じような状況を引き起こし、“あの時”できなかった戦いに挑むかのようなトラウマの再演を繰り返しながら、それでも彼女は、少しずつ虐待的ではない新たな関係性を体験していくことができた。だが、それは決して楽になることでない。むしろ、“痛み”を痛みとして感じられるようになるための道のりだったといえよう。

性的虐待を受けることのさまざまなリアルが、ここにある。性暴力が壊したのは、「私」だけではない。性暴力は、彼女と母親との関係も深く傷つけた。理不尽だとわかりながらも「助けてくれなかった」母親への怒りが沸き上がる娘と、「娘を守ることができなかった」無力感と自責感に苛まれる母親。もともと身近で寄り添う関係でありながら、互いが性的虐待を思い出させる引き金になってしまうという葛藤と苦しみ。母子の間に横たわる「父がした性暴力」という壁を、ふたりが少しずつ取り払っていった20年以上にわたる日々は、母子を「とっても特別な母子」にしたという。山本潤さんとお母さんは、ふたりで「私たち」を取り戻したのだらう。いや、“戻った”のではなく、その先へと歩み出している。

ぐんぐんと歩く彼女の姿は、だから、あたたかくて、勇気に満ちている

(大阪大学大学院准教授 野坂祐子)

全国性教育研究団体連絡協議会

▶ 8月21日(月) 13:00～20:00  
8月22日(火) 9:00～16:30 ◀

## 第47回 全国性教育研究大会

第13回中国四国地区性教育研究大会  
第32回岡山県性教育研究大会

### テーマ 性教育における今日的課題

～課題解決に向けた性教育の実践～

#### プログラム

- 1日目**：13:00～13:30 **開会行事** 挨拶・祝辞・次期開催地紹介  
 13:35～14:05 **開催地報告** 「岡山県性教育協議会の実践」  
 藤尾愛一郎（岡山県性教育協議会研修部長）  
 14:10～14:50 **基調講演** 「学校における性に関する指導について」 文部科学省  
 15:00～16:30 **記念講演** 「性同一性障害についての理解」 中塚幹也（岡山大学大学院教授）  
 18:30～20:00 **懇親会** ピュアリティまきび（会費4,500円。参加自由）
- 2日目**：9:30～12:00 **分科会**  
 「小学校における性教育の実践」 「中学校における性教育の実践」  
 「高等学校における性教育の実践」 「特別支援教育における性教育の実践」  
 「情報社会の落とし穴」(仮題)  
 13:20～14:50 **課題別講義①**  
 「学校教育における性教育の考え方・進め方」  
 堀内比佐子（全国性教育研究団体連絡協議会事務局長）  
 「養護教諭の役割と関係機関との連携」  
 平松恵子（びわこ学院大学教授）  
 「自閉症スペクトラム症のある子への性」(仮題)  
 川上ちひろ（岐阜大学医学部医療教育開発センター）  
 15:00～16:30 **課題別講義②**  
 「性的マイノリティ」(仮題)  
 日高庸晴（宝塚大学教授）  
 「青少年の問題」(仮題)  
 上村茂仁（ウィメンズクリニック・かみむら院長）  
 「ジェンダーの捉え方と学校における性教育」(仮題)  
 瀬地山 角（東京大学教授）

**会場** 岡山県立大学（岡山県総社市窪木111 TEL 0866-94-2111）

**定員・締切** 定員・締切／300名・平成29年7月31日（月）締切（定員になり次第締切）

#### 参加費・問い合わせ先等

参加費／両日参加：一般6,000円、学生2,000円、1日参加：一般3,000円、学生2,000円  
 主催／全国性教育研究団体連絡協議会、中国四国地区性教育研究団体連絡協議会、岡山県性教育協議会  
 協賛／日本性教育協会 後援／内閣府、文部科学省、厚生労働省ほか  
 問合せ先／TEL・FAX 0863-81-6483（三浦）

▶▶ 6月4日(日) 9:30～16:30 ◀◀

## 第46回セックス・カウンセリング研修会 LBGTの健康をサポートする

### 内容

- 「LBGTの基礎知識とその健康」  
石丸 徑一郎氏 (お茶の水女子大学准教授)
- 「レズビアン・セクシュアリティと健康支援」  
藤井 ひろみ氏 (神戸市看護大学准教授)
- 「セクシュアル・マイノリティの医療支援」  
井戸田 一朗氏 (しらかば診療所院長)
- 「トランスジェンダーのセックス・カウンセリング」  
針間 克己氏 (はりまメンタルクリニック院長) 他

**会場** 東京慈恵会医科大学西新橋校1号館5階講堂  
(東京都港区西新橋)

### 主催・問い合わせ等

受講料／一般 12,000 学会会員 10,000円 学生 3,000円  
主催・問合せ先／日本性科学学会事務局  
TEL・FAX 03-3868-3853 月・水・金 AM10:00～PM13:00

▶▶ 6月18日(日) 10:30～15:30 ◀◀

## 第9回思春期保健ミニ講座 思春期の「生き抜く力」を高める

### 内容

講義 ● 「『生き抜く力』のメカニズム」  
講義 + 演習 ● 「思春期の『生き抜く力』を高めるコミュニケーション」

**講師** 蛸名 玲子 (株式会社グローバルヘルスコミュニケーションズ代表取締役・博士：保健学)

**会場** 平和と労働センター・全労連会館 (東京都文京区)

### 問い合わせ等

受講料／10,800円(税込) 定員／150名  
対象者／保健師、助産師、看護師、養護教諭、教職員、看護教員など  
問合せ先／(一社)日本家族計画協会 研修担当  
〒162-0843 東京都新宿区市谷田町1-10 保健会館新館  
TEL 03-3269-4785 FAX 03-3267-2658  
URL <http://www.jfpa.or.jp>

▶▶ 8月25日(金)～27日(日) ◀◀

## 第36回 日本思春期学会総会・学術集会

### いのちのバトンを繋ぐ

—いのちが生まれるもの、変えるもの—

### 学術集会内容 第1日目 8月26日(土)

- 会長講演 「いのちのバトン」(齋藤 益子) ● 特別講演1 「いのちをみつめる～人のいのちのはまり～」(伊藤 一彦) ● 特別講演2 「若者たちの性に何が起きているか～セックス嫌いな若者たち～」(北村 邦夫) ● 特別講演3 「思春期と思秋期 歌&トーク」(歌:岩崎宏美 トーク:松峯寿美)
- シンポジウム1 「若年妊娠への支援を考える」 ● ワークショップ1 「男の子の性教育」 ● 教育講演1 「子どもの生活(食事・運動)と生活習慣病との関連」(杉原茂孝) ほか。

### 第2日目 8月27日(日)

- ワークショップ2 「性の健康と生命危機への支援」 ● シンポジウム2 「性暴力を予防するための思春期の教育や対応」 ● シンポジウム3 「地域・学校・家庭と連携して子ども達の性と生を支える」 ● 特別講演4 「折れない心を育てる～「レジリエンス」の視点から～」(藤井 聡) ● 教育講演2 「妊孕性を高める～思春期からの不妊予防～」(原利夫) ● 教育講演3 「思春期からの女性のヘルスケア」(山口昌俊・榎原秀也) ほか。

**会場** 宮崎シーガイア コンベンションセンター (宮崎市山崎町浜山)

### 参加費・問合せ先等

**参加費**：学術集会〔妙録集代(3,000円)は含まない〕事前：正会員 8,000円(当日 10,000円) 非会員 8,000円(当日・一日につき 5,000円)  
学生(高校生以上) 3,000円 思春期保健相談士 5,000円(当日 10,000円)

**事務局**：東京事務局：帝京科学大学医療科学部看護学科 志村 TEL&FAX 03-6910-3501 E-mail:shisyunki36@gmail.com  
宮崎事務局：宮崎県立看護大学 別科助産専攻 濱寄 TEL 0985-59-7719 FAX 0985-59-7779 E-mail:bekka-mw@mpu.ac.jp

▶▶ 6月10日(土) ◀◀

## ◆9:40～11:40◆ 第27回 お母さんと子どもの元気セミナー 子どもは変わる・大人も変わるー児童虐待からの再生ー

**講師** 内田伸子氏 (十文字学園理事/十文字学園女子大学特任教授)

**主な内容** ・虐待の発生要因 (子どもの原因・親の原因) ・虐待と子どもの心身の発達への影響 (体、知能、言語の発達)  
・子どもの心身の発達における「愛着」の重要性 ・問題を抱える親と子どもを支援していくために など

**定員・受講料** 定員/130名 対象者/保健師、助産師、看護師、保育士、看護教諭など  
受講料/5,400円 (午後のピアカウンセリング入門セミナー参加者は3,240円に割引)

## ◆12:55～16:30◆ 第7回 ピアカウンセリング入門セミナー

**講師** 高村寿子 (自治医科大学名誉教授/日本ピア・カウンセリング/ピア・エデュケーション研究会代表)

**主な内容** ①アイスブレイク、②ピアとは、ピアカウンセリングとは、③ピアカウンセリング8つの誓約、④ピアカウンセリングのスキル、⑤ピアカウンセリング体験、⑥全体振り返り

**定員・受講料** 定員/50名 対象者/保健師、助産師、看護師、看護教諭、教諭など 受講料/5,400円

**会場** 全水道会館 大会議室 (東京都文京区本郷1-4-1)

**主催・問い合わせ等** 一般社団法人 日本家族計画協会 研修担当 <http://www.jfpa.or.jp>

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町1-10 保健会館新館 TEL 03-3269-4785 FAX 03-3267-2658

## JASE 性教育・セクソロジーに関する資料室

### 資料室について

JASE 資料室は国内外の性教育、性科学等に関する文献資料を収集している開架式資料室です。文献資料の数は約6万点以上、現在も日々、増え続けています。性教育、セクソロジーに関する調査、研究のためにご利用いただけます。人間の性に関心がある方、ぜひ足をお運びください。

【閲覧】必ず事前に電話で予約が必要です (tel 03-6801-9307)。貸出業務は行っていません。

【開室日・時間】月～金曜日 10:30～17:30

【休日】土・日曜日、祝日、年末年始 ※この他、会議等で臨時に休室することがあります。

【コピーサービス】コピー料金は用紙サイズにかかわらず1枚10円です。著作権法の許容する範囲で行うものとします。

<http://www.jase.faje.or.jp/pub/archive.html>

### 資料室 利用方法

### 収集文献 ・資料

統計・調査報告書、ジェンダー・フェミニズム、性教育一般・性教育の歴史的資料、国内雑誌、障害者、セクソロジー (自然科学系、人文・社会学系)、民俗学・文化人類学・風俗、性研究史・性学史、教科書・指導書・学習指導要領、幼児期～青年期、国内学術誌、国際 (海外団体資料・海外学術誌)、高齢者・家族問題、文学・評論・エッセイ・文庫・新書、官公庁資料、JASE 刊行物、映像資料、個人論文、雑誌記事、新聞記事、絵本・写真集・マンガ、江幡・篠崎・朝山・石川・ダイヤモンド文庫、ほか。

<http://www3.jase.faje.or.jp/cgi-bin/search1.cgi>

関西性教育研修セミナー 10周年記念誌

# 性について、語る、学ぶ、考える



昨今は、性教育・性科学の世界にも新しい風が吹きつつある。性教育をめぐる5W1H（誰が、何を、誰に、いつ、どこで、どのように教えるのか）には、異なる価値観の対立が伴うがゆえに、時として激しいバッシングに見舞われることもある。同時代を生きる古い仲間や新しい仲間とのつながりを大切にしつつ、性教育を次世代につなぐために自分たちにできることは何かを常に問い続けてゆきたい。

本書は、関西性教育研修セミナーの10年間の取り組みをまとめるとともに、セミナー登壇者の何人かにお願いし、現在の性の課題と今後の展望について執筆いただいた。さまざまな現場や経験に基づくバリエーションある報告は、まさに性の幅広い側面を示している。

- 編集／関西性教育研修セミナー実行委員会
- 発行／日本性教育協会
- A4判・ソフトカバー 128頁
- 頒価 800円

主な目次

性暴力

教育現場における性暴力被害への支援と課題／野坂祐子  
性暴力の「理解」と「治療教育」を求めて／藤岡淳子  
規定される性、聞こえない声。／岡田実穂  
資料

HIV / AIDS

記者から見たエイズ対策／宮田一雄  
「ちいさな学校」の経験／ブ・ド・ラ・マドレーヌ  
HIV / エイズについての医療現場からのメッセージ／白野倫徳  
HIV と性の健康／生島 嗣  
資料

性の多様性

「語る」社会か「語らなくていい」社会か／土肥いつき  
性別違和と子どもたち／康 純

「性」について考えること：西から東、そして北東北へ／宇佐美翔子  
「性の多様性」と共生する社会に向けて／東 優子  
資料

性教育

30年の性教育の実践／秋山繁治  
知的障がいのある生徒への性の指導と支援／池川典子  
LGBTを排除しない性教育のあり方／東 優子  
資料

性と社会

社会は性に蓋をかぶせる／池上千寿子  
「死にたいと思いつつも、助けてほしい」／渋谷哲也  
二人の性科学者と Nature vs. Nurture 論争／東 優子  
性科学／教育の過去・現在・未来／ミルトン・ダイヤモンド  
資料

◆本書は JASE ホームページ <http://www.jase.faje.or.jp/pub/pub.html> からお申し込みいただけます。

または、Email [info\\_jase@faje.or.jp](mailto:info_jase@faje.or.jp) TEL 03-6801-9307 FAX 03-5800-0478 までお申し込みください。